



# マスコットキャラクター 使用マニュアル

西尾市観光協会



# 目次

1. はじめに
2. 使用基準について
3. 使用料について
4. 著作権について
5. 使用申請について
6. 提出先

デザイン



# 申請前に、本マニュアルを必ず確認しておくこと

## 1. はじめに

西尾市観光協会(以下「本会」という。)では、西尾市の知名度を高め、交流人口の増加及び観光振興を図るため、マスコットキャラクターの活用を推進していきます。商品等にこの使用を希望される方は下記の手続きに従い申請を行ってください。

## 2. 使用承認について

マスコットキャラクターの使用に関する申請については、本会で活用方法の妥当性等を審査します。

なお、次のような場合には、承認を受けずに使用することができます。

- (1) 本会または地方公共団体が使用する場合。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が使用する場合。
- (3) その他本会が適当と認めるとき。

ただし、上記(1)～(3)に該当するときでも口頭による届出を行うこと。

## 使用を認められない場合

下記のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 本協会の会員でない方。
- (2) 本協会若しくはキャラクターの品位を傷つけ、  
又は正しい理解の妨げとなる恐れのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのあるとき。
- (5) その他キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない恐れのあるとき。
- (6) その他、承認することが不相当と認められるとき。

## 3. 使用料について

マスコットキャラクターの使用料は当面の間、**無料**とする。

## 4. 著作権について

マスコットキャラクターの著作権は本会にありますので、商品等に付する表示については、本会の指示に従ってください。

## 5. 使用申請について

マスコットキャラクターの商品等への使用を希望される方は、「使用規程」をお読みいただき、申請書に必要事項を記入・押印の上、下記提出先まで送付してください。

### 【必ずお読みいただく書類】

- ・一社)西尾市観光協会マスコットキャラクター使用規程

### 【商品等への使用申請をする場合に提出する書類】

- ・マスコットキャラクター使用許可申請書(様式第1号)

### 【変更の際に提出する書類】

- ・変更届(様式第3号)

## 6. 提出先

一般社団法人西尾市観光協会

〒445-0851 西尾市住吉町四丁目18-4

TEL : 0563-57-7882 FAX:0563-57-2261

Mail : [nishiokanko@katch.ne.jp](mailto:nishiokanko@katch.ne.jp)

◇応対時間 月曜日から金曜日(祝日及び休日を除く)の午前9時から午後6時